

## 権利擁護ワーキンググループ（第3回）結果概要

開催日時 令和6年5月29日（水）18時00分～20時00分

開催方法 オンライン会議（Zoom）

### 構成員

No.	肩書	氏名	出欠
1	神奈川県弁護士会 弁護士	安部 朋子	○
2	立正大学 教授	鈴木 浩之	○
3	大和綾瀬地域児童相談所 所長	妹尾 洋之	○
4	神奈川県立保健福祉大学 講師	種田 綾乃	○
5	神奈川県弁護士会 弁護士	三宅 未来	○
6	常葉大学 准教授	山屋 春恵（座長）	○

### 構成員意見概要

#### ○指標等について

##### 【柱1 子どもの権利擁護の推進】

#### <ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援>

- ・施設の職員が、日常の生活の中で、権利について子どもたちに伝えられるよう研修等も必要。
- ・児相職員、施設職員、里親等、支援する側が子どもの権利をきちんと理解していないといけないが、形式的な研修だけでは根付かない。職員への研修について、年度当初の研修とか年1回という記載だが、座学的な研修を年に1回やるというのではなく、特に最初は、ワークショップなどをかなりの頻度で実施する必要がある。
- ・職員への研修は、どう実践で活かしていけるかという点が重要なので、少し時期をおいて、振り返るような機会があった方がよい。
- ・子どもが権利を理解しているというだけでなく、理解した上で、自分が意見を表明したり、実践したりできるのかということも、時間をおいて確認するような機会が必要。
- ・子どもに対する権利ノートの説明について、ずっと年に1回行ってきているが、ほとんど子どもたちの記憶に残っていない。意見表明等支援員が訪問時に権利についてのワークを行ったり、弁護士等が権利の説明をする中で権利ノートに触れたり、重層的な取り組みも行っている中で、児童福祉司が年2回とか四半期に1回とか行くのが望ましい。
- ・年に1回というのは大人の時間の感覚であって、子どもたちからすると、次来るときはまた違う人が来るという状況。意見形成という点からも、1回で子どもが自分の意見を

的確に表明できるとは限らないので、何度も説明しては聞くことを繰り返す中で、やつと本当のところの確認できることもあるので、必要量に書き込んでいただきたい。

- ・意見形成については、社会的養護に触れる機会の有無にかかわらず、日頃から経験を積んできているということがあると良いので、教育や市町村への働きかけが何らかの形でできるとよい。

#### <イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援>

- ・意見表明は、子どもが自由に言えることになっているが、あきらめてしまったり言わなくなっているということもあるので、特に今課題となっていることについてはこちらから意見を聞くべきではないか。具体的には大学進学率は一般の7割に対し社会的養護の子は2割で、中退率も高い。自分たちの権利が守られていないということを自覚して意見が言えるようにしていけないといけいないので、そうした仕組みを記載していただきたい。
- ・聞いた意見をどう取り扱うのかということが一番大事なので、意見を反映できるかにかかわらず聞いた意見の取扱いを子どもに説明するところまできちんと完結しているかということを経験としていく必要がある。
- ・援助方針や自立支援計画に何らかの形で子どもの意見が反映されるというのは、今まででもやってきていて、それだけだとまだ大人主導の考え方、アダルトイズムである。意思決定がされる大人の会議に子どもが参画でき、しかも、参加して意見を言える子は限られているので、多様な参画の仕方が保障される必要がある。意見を聞いて大人が反映させるのではなくて意思決定過程に参画する、大人だけで決めないという構造を作っていくことが今求められている。
- ・児童福祉審議会への申立ても、自分が意見を言える子どもは少ないけれども、直接参も、リモート参加、手紙、誰かに代弁してもらうなど多様な参画の仕方でも意見を言える体制を作る必要がある。
- ・児童福祉審議会に申立てができる体制整備と併せて、申立てができることを子どもや職員にも周知していく必要がある。
- ・子どもの意見と児相の意見が一致しない場合に児童福祉審議会に申立てを行うだけでは不十分で、28条なり親権停止なりの時に、子どもが意見を言う方法といったことも考えていただきたい。
- ・1人も取りこぼさない姿勢を出せると良い。例えば、意見表明支援事業について、希望する子どもが全員利用できるということだと、手を挙げられない子どもが拾えないということになる。今は意見を聞いてもらわなくてもいい、今は言いたくない、ということも含め、全員の意思を確認する仕組みが必要。意思決定過程への参画も、希望する人は

参画できるということではなく、本当は全員何らかの形で参画するということをやったていくべき。

- ・子ども会議を神奈川県で行うというのはすごいチャレンジで、子どもたちが集まって、施設ごとの違いを分かった時の声を聞いたりとか、先ほどの進学率や中退率が一般と差があるのは、こういう保障がないからで、権利が守られていない、憤っていいんだという場所になって、職員がちゃんとそれを聴いていくというのが、生きた研修となる。我々ももっと子どもたちと一緒に立っていかないといけない
- ・子ども会議の開催に当たっては、例えば、中高生部会、小学生部会、若者（ケアリーパー）部会のように、年齢や立場の違うグループを作って発言しやすい環境を整えていく必要がある。

## 【柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進】

### <ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化>

- ・児相の規模について、中央、平塚、厚木は、私の感覚では分割が必要。この規模だと全体を細やかに把握できないので、30万人に近づけていくために児相の新設を考えていくべき。
- ・弁護士の配置について、神奈川県では週1回午前中3時間の非常勤となっている。他の自治体の非常勤はだいたい1日いるので、比べると非常に少ない。オンコール対応としているが、1日児相にいるのと同じだけの業務を行えていると思っていない。常勤が1人しっかりと年間を通じて児相にいて、職員の法的な考え方などを、その都度伝えていくような役割も果たさないと、都度の法律相談だけではもう足りなくなってきており、職員のミスなどを救ってあげられない場面も多い。
- ・中央児相に1人常勤がいて、他は非常勤でも、その1名が他の児相も見渡して職員に対して、周知すべき知識や、留意点、確認事項等をその都度伝えていけるような役割を担いながら、業務に携われるとよい。
- ・柱1で権利擁護の取組みを充実させていくということを書いているのに、柱2の方でそれに見合った体制を確保する取組を記載しないのは整合性が取れない。これから子どものためにいろいろ推進していくにはプラスアルファがないとできないということは何らかの形で落とし込めるとよい。
- ・神奈川県は、横浜市や特別区と比べて職員の研修にかかる予算が圧倒的に少ない。子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る受講者数や専門研修など、具体的な目標を立てて、きちんと職員育成にお金をかけないと先細ってしまう。地方はもっと格差が出ているが、都市部の中では、神奈川県は非常に不十分なところだと思う。

### <イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護>

- ・一時保護所の定員数が 80 人というのは明らかに少ない。私は 30 万人に 12 人というのが、必要最低数だと思っているので、それで計算すると、神奈川県は 120 人に増やすべきだと思っている。コンセンサスが得られるのであれば、最低 120 人が必要で、40 人増やすということを、ぜひ目標値にして欲しい
- ・少なくとも 2 か月を超えるような長期で保護されている子どもは、優先的に通学を保障していくような取組みが必要なのではないか。

## ○用語の定義について

- ・別紙のとおり

## 施設里親ワーキンググループ（第 3 回）結果概要

開催日時 令和 6 年 6 月 10 日（月）18 時 00 分～20 時 00 分

開催方法 オンライン会議（Zoom）

### 構成員

No.	肩書	氏名	出欠
1	ゆりかご園里親支援専門相談員、家庭養育支援センター	安立 七恵	○
2	厚木児童相談所 子ども支援第一課長	小森 和光	○
3	藤沢市子ども家庭課 主査	神山 典子	○
4	中央児童相談所 主幹	佐久間 てる美	○
5	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院副施設長	長田 淳子	○
6	社会的養護経験者	富田 さとし	○
7	神奈川県里親会会長	西川 博之	○
8	ドルカスベビーホーム 施設長 里親センターひこばえ センター長	矢内 陽子	○
9	白十字会林間学校 施設長	山川 信人（座長）	○

### 構成員意見概要

#### ○指標等について

#### 【柱 2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進】

#### <ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化>

- ・児童相談所の状況について、50 万人規模が適正と言われているが、3 年前に大和綾瀬ができて、まだ中央児相、厚木児相、平塚児相は規模がかなり大きい。児童福祉法の改正で、近年、大幅に児童福祉司を増員しており、設備関係の部分でも追いついていない

状況がある。もう1か所増やすとなると、所長以下の管理職の配置や、不足しているスーパーバイザーの配置など、多くの課題がある。

- ・人材育成もあるが、今後退職していく再任用の職員は、児童相談所の経験が長い職員も多いので、そうした、今いる人材をどう活かすかという発想も必要ではないか。
- ・東京都でも、児童相談所が増えていて人手不足で、中堅のベテラン層がチーフとして、児相の増えた部分のエリアに回っているため、中堅層の不足が大きな課題である。

#### <イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護>

- ・地域の乳児院は、ずっといっばいで、退所見込みがあると、それを見込んで児相が次の入所依頼を持ってきたりするような状況。施設が一時保護に特化する以前に、措置のケースが動いていれば、枠が空くのではないかと思う。
- ・本市でもこども家庭センターができたので、母子保健との連携は、4月から密になっている。児童相談所への一時保護の必要があるケース、特に、特定妊婦の出産後など乳児に関してはなるべく早く報告するよう言われているが、報告しても乳児院がいっばいと言われ、対応に苦慮したケースが最近もあった。
- ・1年単位で一時保護されている子どもがいる現状が、一時保護の枠を超えてしまっているので、その整理をすることで、もう少し改善ができれば良い。
- ・里親に一時保護をお願いするのはリスクもあり、児相が関わっているケースであればよいが、関与していないケースをいきなり里親をお願いするのは怖さがある。不調になったり難しくなったりするケースがあるので、短期間でも保護所でアセスメントをして、そのデータをもとに、引き受けてくれる里親を増やしていく方がよいのではないか。乳幼児は突然死のことなどもあるので、いったん乳児院で見て、長期的な養育は、すぐに里親を開拓していくという形で、今後施設はしっかりアセスメントができる場所として、里親をお願いできるものはつなげて、難しいケースを少し見ていくというようなことも検討が必要である。
- ・一時保護はとてもリスクが高いため、短期間は、一時保護所、児童養護施設、乳児院といった、ある程度人がいるところで預かって、その後、できるだけ速やかに、里親なりに移せるのがよいと思っている。
- ・児童養護施設や乳児院でも一時保護ができるようにするためには、場所の問題だけでなく人手の問題もすごく大きいと思う。一時保護所を作るだけでなく回していくとなると、措置枠が空かなければ、施設に短期間でも入所したい子が入所できない。
- ・一時保護所は、行動観察をしたり、家庭調整が短期間で済む人はそれで済む場所なので、保護所から学校に通うというよりも、保護所を本当に短期間いる場所にして、地域の施設や里親に動かしていけるような体制を作る方が必要ではないか。

- ・東京都の当法人の児童養護施設が一時保護機能を持っており、大きい子どもを6人ほど受け入れている。1人で電車で行ける子が多いが送迎もするというので、その子たちは優先的に学校に行けるので、28条等ケースで長くなるような子どもが来る。保護者対応ももちろんできるので、里親家庭よりも安全に対応できる。また、東京では、乳児院の定員に余裕があるため、2・3歳ぐらいの大きめの子どもを受け入れることで一時保護所の幼児室を空けるといふ、短期間でも乳児院の活用ができないかというような話も来ている。
- ・一時保護専用の部屋への職員配置については、グループホームを1つ持つような感じでやってもらっている。新採用も入れて、ベテランと新人を組みながらやっており、長くやっていたのに移されたみたいな感じにはならないかと思うし、必要性も感じていただいている。
- ・乳児院がいっぱいだから里親への一時保護が増えているという話を耳にすることがあるが、乳児院の空き状況にかかわらず、最初から里親家庭に一時保護行けばいいのではないか。乳児院がいっぱいで、本当に乳児院の専門性を必要とする子どもが入れないという事態が起きている気がする。
- ・里親としては、本当に難しい子どもは無理だけど、そうでない子どもは里親に一時保護した方がいいのではないかと思っている。長期委託を望む里親もいれば、困った時に私が助けになるならば良いという里親さんもいっぱいいると思うので、児相の里親担当と里親との関係で整理したらよいのではないか。
- ・当児童養護施設でショートステイをやっているが、最初、通常の入所児童の部屋に入れていたところ、2・3日での出入りが続くと、入所している子ども達が不安定になり、荒れてしまったことがある。委託している子どもがいる里親家庭に、一時保護で出たり入ったりが来てしまうと、精神的に大変な部分があるのではないか。

#### <ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援>

- ・児相でいろいろなケースの対応をしている中で、地域でショートステイが使えていれば、おそらく一時保護まで至らず、家庭での養育を継続できたのではないかというケースが結構ある。今いる児相管内には、ショートステイをやっている施設と市町村がないので、すべて児相で保護せざるを得ない。一時保護の件数が超過してしまっているところにもつながってくるのだらうかと思っていて、各地域、各児相の所管域に、ショートステイをやっているところが増えていくと、一時保護の軽減にもなってくると思うし、子どもが地域で生活を継続できることにもなるのではないか。
- ・本市では、2歳からしかショートステイを使えないので、0歳から2歳未満のショートステイ先を増やしたいと個人的に思っている。里親委託率も上がらない状況もあり、ショートステイとして使えると良いが、里親をサポートしたり、育成したりするスキルが

市にはないので、児童家庭支援センターのようなところがあるとだいぶやりやすくなるのではないかと。

- ・里親としては、ショートステイが、里親の方でも受けられるものであれば、そういう機会があった方がよい。地域で委託数が多いところと、少ないところの格差が出ている状況があり、里親認定を受けただけでも、子どもを預かる機会が少ないということが出てきていると思うので、その辺りがショートステイという形で、子どもに慣れる機会に結びついていき、委託につながっていけばよい。
- ・最初に乳児院でショートステイを受けた子を、次から里親のショートステイを利用するという方法もある。そうすると施設で1回見ている子どもなので、そのあとショートステイで受ける里親に、何か困ったことがあったら連絡してもらおうなどサポートができる。
- ・乳児院から家庭復帰する子どももすごく多いので、市町村の子ども家庭相談体制の強化がすごく大事だと思っている。昔だったら施設に長期措置という子ども、今は地域の支援体制があるから、家に帰る子どもが増えている。ただ、地域につなぐところで、帰る時にネットワーク会議などいろいろなことをやりながらできていると思うが、実親に地域の人を紹介しても、その人に相談してよいと思えるまでの移行期間が絶対必要だと思う。次につなぐだけでいいというだけではなく、地域に根づくまでの間の重なる部分を少し長くできるような体制が必要だと思うので、こども家庭センターとかサポートプランとか、施設から帰る子どもにも、どういう形で関わるのかすごく関心がある。
- ・児童家庭支援センターについて、立ち位置が見相と市町村の間なので、現在、市町村が行っている相談事業よりも上のレベルで入っていかなければいけないとなると、施設としてはプレッシャーかを感じる。人材育成がすごく大変だと思う。

#### <エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開>

- ・当乳児院では施設での親子面会を受けているので、普段の養育者と実親と一緒に子どもの成長を共有し、育児スキルを伝えていって、再統合に向かっているケースがある。そういうケースを見ると、この家庭は、里親委託してたら、再統合できなかったのではないかと感じるところがある。里親宅に実親が行って、生活をともにすることは実際できない。また、現状では、受入回数もどうしても里親委託だと少なくなってしまうので、そこは乳児院が、今の時点では必要が高いと思う。措置が長期化していたり、面会が全然ないケースでは、乳児院の専門性が活かせていないと感ずることがある。
- ・乳児院から里親委託したケースで親子交流が必要な時に、見相ではなく、乳児院でそういう場を提供してやっているケースもあるが、子どもの育児の共有とか、スキルとか、丁寧に寄り添いながら親子再統合を目指すケースでは、まだまだ乳児院の専門性が必要ではないかと思う。今後、予防的支援がしっかりしていけば、変わってくるのかもしれない。

ないが、計画期間の5年では、本当に乳児院を必要とするケースという考え方で必要量を考えたらよいのではないか。

- ・児童養護施設の立場では、地域小規模化は必要だと思っはいる。家庭的ということで、少ない人数で見ていくことの大切さもよく分かっているが、どうしても職員が育たないというか、辞めていく職員が多い現状がある。その中で、どうやって職員を育てていくか、長く働いてもらえるようにしていくために何をすればいいかということも考えていかなければならない。また、地域小規模の中の様子が見えにくく、職員が孤立してしまう、地域小規模自体が孤立してしまうということもすごく感じている。
- ・里親委託を上げて、児童養護施設は小規模化していくという方向性でいってしまって、本当に大丈夫なのかというのがすごく不安に感じる。一度そちらに舵を切ると戻れなくなるような気もしていて、多くの子たちが困ったことになるかもと思ってしまう。国はこういうふうに言っているけど、神奈川としてはこうしていきます、といったことは言えないのか。

### 【柱3 家庭と同様の環境における養育の推進】

#### ＜ア 里親等への委託の推進＞

- ・里親支援センターについて、里親からすると、どこまで機能が伴ったセンターになるのか、里親の困りごとに対して本当に支援をしてもらえる体制で、きちんと人材の確保ができる状況にあるのかということが見えてこない。
- ・国は、里親支援センターが一貫して里親支援をする良さを活かすということで、全部やるという要件はもう外せないが、神奈川県として、国が示していることはやりながらも、児相と里親支援センターと民間フォスタリング機関の役割をどうするのかは、最低限今考えていくことではないか。ひこばえの立場からすると、児相とは別の立場で、児相と里親の間のうまくいってないところをつなぐ役みたいなことができていくケースもあるし、それが必要だとも思っている。里親と児相の間の調整役の立場が必要だと思うので、そこら辺を機能しながら、どういうふうにやっていくのが神奈川の形として良いのかを考えていく必要がある。
- ・里親支援センターが1か所がいいかどうか分からないが、地域に合った作り方があると思う。1か所だけになってハブ的にフォスタリング機関が増えると、里親支援センターの見え方が、現在の児童相談所ようになっていかないかとも思う。里親支援センターも民間、フォスタリングも民間ってなった時のすみ分けまで見ていかないと、作り方をちょっと間違えると混乱する。里親支援センターを行うに当たっては、調査とか、認定研修とか、児福審に出るような、責任の重さもあるので、それをどのようなことを期待して、誰にどのように担ってもらいたいと思うのか、1・2年でできるものではないと思うので、ある程度皆が向かっていける方向を示せるとよい。



- ・里親支援センターや児童家庭支援センターの設置に向けては、現在のフォスタリング機関等との役割分担の整理が必要。
- ・里親の実数を増やすことも大事だが、未委託の里親がなぜ活動ができていないか、活動できるようにするにはどうすれば良いかも分析が必要。
- ・東京都で、5年ほど里親家庭の子どもの自立支援に携わっているが、自立支援が里親に任せっきりになってきたこと、中高生の受託の伸び悩みには絶対つながると思う。施設の自立支援コーディネーターがやっていたようなことが転用できるものはたくさんあるはず。児相の手が離れた後、サポート先がなくなってしまう子どもたちはすごく大変になってくるので、困ったときに、「いるよ」って言える場所が増えることは大事。

### ＜ウ 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築＞

- ・パーマネンシーを考えると、里親と里子をサポートする周りの人も変わらないというところも考えていかなければいけない。児相はどうしてもケースワーカーや里親担当が替わるので、すごくもったいないというか、せっかく話し合ってきたことが、振り出しに戻ることもある。
- ・せっかく神奈川は施設と行政とか児相の関係性が良いから、児相は子どもが目の前にいない中でケースワークをしているけど、施設や里親は子どもたちを見ながら日々考えていることがあるので、それをどう組み合わせたらいいとか、児相や施設が現状や、取り組んでいること、正直難しいと思っていること、何ができて何ができていないとかを、もう1歩進んで話せるとよい。

### ○用語の定義について

- ・別紙のとおり

## 自立支援ワーキンググループ（第3回）結果概要

開催日時 令和6年6月24日（月）18時00分～20時00分

開催方法 オンライン会議（Zoom）

### 構成員

No.	肩書	氏名	出欠
1	新泉こころのクリニック	朝倉 新	○
2	鎌倉児童ホーム 自立支援担当職員	川島 稔	○
3	株式会社リクルート サステナビリティ推進室 室長	菊地 明重	○
4	強羅暁の星園 主任指導員	斉藤 優	○

5	平塚児童相談所 子ども支援第一課長	佐藤 和宏	○
6	綾瀬・大和里親会（里親相談員）	清水 三和子	○
7	湘南つばさの家 自立支援担当職員	野田 裕人	○
8	あすなろサポートステーション所長 あすなろ県央ランチ所長	福本 啓介（座長）	○
9	エリザベス・サンダース・ホーム 自立支援担当職員	古澤 智恵	○
10	あすなろサポートステーション・弁護士	安井 飛鳥	○
11	代替養育当事者	匿名	欠

## 構成員意見概要

### ○指標等について

#### 【柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進】

#### ＜ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化＞

- ・医師の配置について、現在自分は嘱託で月1で行っていて、半日で4、5ケース診察したりとか、職員の相談に乗ったり、場合によっては、施設の方に様子を見に行ったりしてけっこう忙しいが、他のドクターがどうしているのかはよく分からない。
- ・弁護士の配置が適正かどうかは、配置する形態と目的によって役割が変わってくると感じている。常勤と非常勤は、そもそも求められる役割が質的に異なってくるので、どちらも入れればなおよいが、どちらがどちらに代替するものではないと理解している。非常勤だと日常的にいるわけではないので、個々の福祉司がいかにキャッチアップして相談できるかが大事にはなってくる。一方で常勤になってくると日々いるので、弁護士の側が、担当福祉司ですら自覚していない、気づいていないような法的な問題に予防的な形で早期から関わったりして助言できるし、それによって結果的に裁判とかが必要なくなるような効用もあるかと思っている。単純に裁判の案件が出たものをやってもらうという形であれば非常勤で十分だと思うが、もっと初期段階から、自立に向けて、例えば、親権周りの整理をした方がいいんじゃないかとかといったことから検討するとなってくると、常勤とかそれに近いレベルでの関わりの人がいた方がより取組みが充実する。
- ・一方では、どこの児童相談所も非常に若返りが進んでいて、これから児相の新設でますますその傾向が強まる中で、ベテランの福祉司がケースの切り分けをして、弁護士への相談の橋渡しができていたところが、経験のある職員が減ってきており、職員の人材育成も並行して考えていかなければならないことを考えると、未来永劫かどうかは分から

ないが、過渡期においてはある程度職員と同じぐらい常勤に近い形で、内部で法務を担う人材もいた方がいいのではないのか。

#### 【柱4 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進】

##### ＜ア 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握と支援＞

- ・実態把握調査について、31歳、27歳になった退所者の方とのコンタクトがとれるかどうか心配。また、15歳以上の退所者で家庭引取りしているケースも含めるということで、かなり幅広い退所者が対象になるため、定員が多い施設は自立支援担当職員1人と対応はかなり難しくなる。自記式調査は回収率が低くなるので、その部分も考えていかなければならない。
- ・当施設は人数が多いので、なかなか厳しい。ただ、27歳、31歳ぐらいまではけっこう追えるかなと思う。逆に年齢が低い、15歳以降家庭復帰した子どもの方が、連絡が取れなかったりすることがけっこう多い。家庭復帰後も児童相談所は継続で支援をしていると思うので、協力いただけるのであれば調査はしやすくなるのかもしれない。
- ・里親家庭では、就職してもすぐに引越しをしたり、1・2年後にどこかへ行ってしまって、行方が分からなくなっている方の方が多いのかなと思う。ただ、特別養子縁組ではなく成人してから普通養子縁組をした子どもたちを対象にアンケートを取れるのであれば、里親家庭にはかなりそういう子どもも残っているのではないか。また、三日里親で里親と関係を持っている子どもの方が、意外と里親との交流があつて、成人してもコンタクトがとれている方が残っているのではないか。
- ・調査対象者の年齢が19歳、23歳、27歳、31歳となっているが、あすなろサポートステーションで関わっている方だと、19歳から23歳までは、とにかく安全確保の奔走の日々で、そもそも住居が安定しない、金銭が安定しない、本当に落ち着かないところばかりで、駆け抜けるようなソーシャルワークの展開。27歳ぐらいになると、自分から相談したいという連絡して通ってこれるようになり、困りごとを言えるようになってくる。30代前後になると、落ち着いてきたからこそ、立ちどまったり振り返ったり今後のことを考えたりとかしてしまって、死にたくなってしまうとかかす方もいらっしゃるのでは、この年齢は、そういったものも見えてくるのかもしれない。
- ・千葉では、国の社会的養護自立支援実態把握事業ではなく、助成金などを使って自主的に実施したものだが、調査を実施して、集計作業を研究者のチームで行っているところ。自記式とヒアリングなので、回答率を上げるための工夫という点では、QUOカードで謝金をお支払いする形でやったので、ある程度回答率が高くて、自記式の方のアンケートは100、200の回答が得られていて、ヒアリングも100まではいかなかったけれど、かなりの数集まったと聞いている。

- ・千葉の場合は、施設とつながりはないが、地域の生活困窮の事業所などではつながっている社会的養護経験者の方々の声を聞くということも重要だということで、比較的幅広く相談支援を行っている事業者の人たちに協力をお願いして、アンケートの周知をしていただいた。割合としては多くはないが、施設等経由ではない社会的養護経験者の方の回答を得ることができたかと思う。
- ・協力企業としては、こうした追跡型の実態調査を、参考にできることは大変ありがたい。メリットとしては、まず現状我々が行っている支援に効果があるのか把握できるということ。さらに、他にも課題があるということを出出できると、我々がもっと支援できることを今後新たに作り出していける可能性も出てくるかと思う。また、企業の中でこういう支援活動をしているのを説明していく必要があるので、単に支援していますというだけでなく、こういう役に立っていると説明していけることは、活動を続けていく上では不可欠。その材料をいただけることは大変ありがたい。こういうものがあると、課題が明確になっているので、他の企業が支援に参入しやすいと思う。他の企業と一緒に支援するよう声をかける時にも、材料になってくるかと思うので、本当に大変だと思うけれども、ぜひ皆さんの方で進めていただけたらと思う。
- ・調査結果は、具体的なケースワークやケアに活かせるものにつながっていくとよい。当事者の声にならない声がたくさん詰まったデータになるかと思うので、ただ報告を聞くだけではなくて、具体的に現場の支援に活かしていけるような、何のために調査をするのかところが、しっかりしていることを願う。
- ・医療現場としては、治療的などころがうまくいったのかどうかの評価ができる。良くなると全然来なくなり、音信不通になってしまって、どこか他の医療機関以外のところにつながっているケースもあるので、どこかでつながっていて元気でやっているという情報が入ると、我々もモチベーションが上がるというところがある。また、定期的に患者を追う手段として、医療機関では診断書がある。年金や手帳の診断書の更新が2年とか5年に1回あり、そういう時に、何年か経っているのでケースワーカーがインタビューをする。そのついでにアンケートのようなものはご協力できるかもしれない。
- ・地域資源の見える化については、あすなろ連絡会の地域連携ワーキンググループで、相談内容に応じた相談場所について取りまとめているが、情報を収集して整理していくと、だんだん整理されすぎてしまって、市役所が転入してきた時に渡すような資料になりかねないところが難しい。

#### <イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進>

- ・児童自立生活援助事業について、自立援助ホームは元々あった立場なので、今のところ大きな変化はないが、自立援助ホームが増えているので、横のつながりが増えたという思いはある。

- ・年齢上限の実質的な撤廃についても、もともと20歳以降も私的契約のケースは多くあった。今回、22歳以降でもいられるということを確認していただいたのは、すごくありがたい。
- ・これまでの社会的養護自立支援事業は、子ども個々に子ども家庭課の方で支弁の判断をしていたが、児童養護施設が行うⅡ型は施設単位で考えていかなければいけなくなったので、人の配置や設置要件でハードルが上がってしまって、どの施設にいるかによって受けられる自立支援サービスや期間が変わってしまうという、より格差を生むような形になってしまった。また、他の自治体では、児童相談所の措置決定会議で許可が出ないという話も聞いている。
- ・当施設は人の配置ができたのでⅡ型を行えるが、今まで自立支援事業をやっていたが人の配置ができない施設は非常に困っている状況ではないか。
- ・当施設では、人材的に、また、立地上も実施が難しいと感じている。住み込み就労先が多い土地柄なので、仕事がなくなっても住まいが失われれないというメリットがあると思うが、わざわざ施設に入りたい方は、なかなかいないのではないかと。山の方にある施設や、駅から遠い施設は、ニーズが少ない。
- ・Ⅱ型の職員の安定的な雇用の仕組みについても、利用者がいなくなったらどうなるのか、不安がある。
- ・里親家庭で行うⅢ型について、大学に行かせてあげたりできるという意味では、延長できることはすごくよいが、逆に途中で挫折する子どももかなりいて、そういう子どもを抱える里親たちいる。いろいろなものを伸ばせてあげられるというメリットはたくさんあるが、例えば発達障害的なものを持っていたりして、最後まで卒業しきれなかったりすることもあるので、その時の里親へのケアというのは本当によくしていただかないと、里親自身がつぶれてしまう。
- ・施設だと専門職がいたり他の職員がいたり逃げ場があるが、里親は本当に大変だといつも感じている。里親の声を聞く支援者ももっと必要。
- ・社会的養護自立支援拠点事業について、県西からすると海老名も、辻堂も同じぐらいの距離感なので、緊急で何かあったときには、小田原あたりに拠点があるとありがたいと感じている。所管見相とか、人口比の問題を考えると、複数拠点が必要ではないか。
- ・現在のあすなろサポートステーションも、配置人数などぎりぎりの中でやっており、県内6か所の児童相談所のケースワーカーさんからお電話をいただくので、電話がつながらなくなっているというのは感じている。あとは地域ごとに慣れている法人があるので、その地域に根づいた法人がやるほうがいいのかとも思う。まだまだ検討が必要などころではあるが、社会的養護自立支援拠点事業は足りてないというのは感じている。

- ・社会的養護自立支援協議会は、社会的養護自立支援実態把握事業を行う上で設置が必要とのことだが、当事者の方も入る必要があると思うので、支援者の会議であるあすなろ連絡会とは別枠としたほうがよい。
- ・千葉では、社会的養護自立支援協議会の話まで議論が進んでいないが、社会的養護以外の分野で横のつながりをつくる母体があり、そうしたところと協働して、民間の自主的な形ではあるが、社会的養護の関係機関プラス生活困窮や成人期の相談支援機関の定期連絡会を隔月でオンライン開催するというのを始めてはいる。
- ・記録の保存期間の延長について、良い話だと思うが、保存形態がデータなのか気になる。法的に大丈夫かというのはあるが、民間企業では長期保存も含めデータ保存にしている。
- ・児相としては、保存期間の延長の必要性は分かってはいるが、データ保存の場合どういう形にするのか、紙の場合は保存する場所がないという問題もあり、必要性と現実との間で、どのようにやっていくのか難しいところではある。

#### ○用語の定義について

- ・別紙のとおり

## 用語の定義（「パーマネンシー保障」と「自立」）について

これまでのワーキンググループ及び児童福祉審議会での議論において、定義の重要性についてご意見をいただいたことを踏まえ、特に関係者の共通認識が必要な用語として「パーマネンシー保障」と「自立」について、本計画における定義を図るため、事務局で作成したたたき台をもとに、各ワーキンググループで議論を行った。

### 1 パーマネンシー保障

#### (1) 各ワーキンググループに示した案

(案の1) 自分を愛し大事にしてくれていると子どもが感じる大人（心理的親<sup>※</sup>）との生涯にわたって続く関係の下で、家族への所属感を抱きながら成長できる「心理的親との永続的な関係の下での養育環境」を実現すること。

※ 子どもの身体的・心理的ニーズに関心を払い、満たすことによる日々の交わりや経験の共有を基盤に子どもと心理的な絆を形成した者が心理的親になりうるとされており、実親のほか、親族、養親なども、永続的な関係の下で絆を築きうる。

(案の2) すべての子どもについて家庭での暮らしを第一目標とし、子どもの意見が尊重され、信頼できる大人との関係の中で、これからもずっと続く、自分を受け入れ大事にしてくれる、自分が所属している、いつでも戻れる、いつでも頼れると感じる、社会的・制度的に認められたつながりを大切にしていくこと。

(案の3) 子ども自身が、将来にわたって拠りどころとなる人とのつながりを持つことを社会全体で守ること。

#### (2) 各ワーキンググループでの意見

##### ア 権利擁護ワーキンググループ

(案の1について)

- ・「心理的親」という言葉は、施設での養育の場合、1人の人がずっと一貫して見ることは難しい現実もあり、アタッチメントの対象も複数である可能性があり、なじまないのではないか。
- ・「自分を愛し、大事にしてくれていると子どもが感じる大人」だと、場合によっては虐待親も当てはまってしまうのではないか。

(案の2について)

- ・「意見が尊重される」など、議論が離れていっているところもある。

(案の3について)

- ・拠りどころとなる人との繋がりを持つということで、アタッチメントを意識しているのかなと感じた。
- ・これぐらいの抽象的な感じの方が、よいのではないか。

(全体について)

- ・もし私が定義するのであれば、「すべての子どもが可能な限り、特定の大人との関係において、アタッチメント関係が永続的に保障されることで、基本的信頼感が育まれ、それを土台として、成長していくことを実現するためのあらゆる手だて」（鈴木構成員）
- ・必要な時にいつでも安心して助けを求められる対象がいることと、そのような対象と生活を安定的に持続できることのニュアンスが含まれ、かつ、あくまで当事者の立ち位置からの言及になるとありがたい。

## イ 施設里親ワーキンググループ

(案の1について)

- ・「心理的親」という表現は耳慣れない人もいるので、あえて大事だということで打ち出すのか、耳慣れないから使わないのかというところもある。
- ・「愛し」というのは、愛していないと駄目なのかとかも思ってしまう。
- ・家族への所属感という言葉が少しひっかかる。所属というより一員のような言葉が良いのではないか。

(案の2について)

- ・イメージを持って、困ったことがあったらその人にイメージの中でもくっつけるということがすごく大事だと思うし、そういう意味でパーマネンシー保障と言ってももらえると、特別養子縁組とか家庭復帰が難しかったお子さんにもチャンスがある。
- ・施設の職員としては、自分たちがパーマネンシー保障になり得るとなかなか思えなくて、いつどうなるか分からないという部分もあり、次につなげなくてはと思ってしまうところがある。ただ、そういう人たちを探したいという強い思いがあるので、どう表現するといいかと考えると案の2がすっきりしている。
- ・「すべての子どもについて家庭での暮らしを第一目標とし」という部分がある案の2が良いと思うが、最後の「社会的・制度的に認められたつながりを大切にしてい く」というのは引かかる部分ではある。
- ・里子として、一番じっくりくると思ったのは、案の2。受け入れてくれる人が、親であったり、他の大人たちであったり、いろいろな人が僕のことを必要にしてくれているというのが安心するところではある。
- ・「つながり」と言う言葉がとても良いと思う。里親の方にも分かりやすいのではないか。

(案の3について)

- ・当事者の人が何でも選べれば良いと思っており、基本的に何かを規定するのではなく、自由に選べるような状況にしていってほしいと思うので、案の3が良い。



- ・本市では社会的養護出身の妊婦さんがよくいらっしやっているが、対象施設だけでは支援はとても難しいので、社会全体でいろいろなところで支援ができればいいという思いから、案の3が良い。
- ・全体的な感じで良いと思ったが、少し足りない感じがある。
- ・子ども自身が将来にわたってよりどころとなる人とのつながりを持つこと、社会全体で守ることは、当たり前のスローガンで、社会的養育推進計画全部に当てはまるので、パーマネンシー保障の言葉の定義にしてしまうと広すぎてしまう。

(全体について)

- ・案の3は幅広くパーマネンシーのことを言っているが、本来求めているものは案の1で、案の1が難しい場合は、案の2、それも難しい場合は案の3という関係ではないか。案の3にしてしまうと、本来求めている一意の関係とか、きちんと愛着関係を築いていくというところが、曖昧になってしまう気がする。
- ・分離した後の社会的養護の子をイメージするのと、予防的支援での家庭での生活のパーマネンシーとで考え方が変わるのではないか。
- ・この社会的養育推進計画においては、ということで、網羅的ではなく、家庭、そして家庭に代わる特別養子縁組としてとらえるのでもよいのではないか。
- ・一度親子分離した子どもは、その後の育ちをどうつなげてあげるかがすごく大事だと思っている。家庭が一番なのは分かるが、それが実親の家庭ではできなかった子たちが社会的養護の対象になるので、育ちをいかにつなげてあげるか、特定の人はずっとつながらなくても、ちゃんとつながっていているということ、その子にとって心理的な親が変わったとしても、ずっといるというのは、その子にとってのパーマネンシーではないか。

#### ウ 自立支援ワーキンググループ

(案の1について)

- ・施設職員としては、「愛し、大事にしている」という文言に関して、子どもが本当に心からそれを感じる人というのはなかなかイメージできないし、上辺だけの言葉では、子どもたちから、こんな大事にしてくれてないくせに言われてしまう。

(案の2について)

- ・家庭がそもそもない子どもには、家庭での暮らしを第一目標にということころは、引っかけなのではないか。

(案の3について)

- ・社会全体でその子に対して関わっていくというのが、一番永続的でしっくりくるかと感じた。

- ・「子ども自身が」というところが良いのと、社会全体ということ、みんなでいろいろなところでということがしっくりくる。
- ・里親としては、里子たちは、家族というものに対する理解の差を感じるがよくある。家庭で暮らすと言われても、里親にとっては自分たちの里親家庭なのか、実親のところを言うのか混乱する方が多いと感じる。家族とか家庭という言葉に、里親も子どもも敏感なので、案の3がしっくりくる。
- ・一般的には聞き慣れない言葉だが、途切れることなくというイメージで、親だけでなく、里親であったり施設の方だったりとか、家庭だけでもないいろいろな方と関わっていく中で、すべての大人がその子どもに対して、長い時間をかけて、守り続けるという多面的なつながりを長期にわたって守るのだという意味合いが一番大事なのかなと感じたので、皆さんが案3とおっしゃっているのはとても共感が持てた。

(全体について)

- ・家庭復帰と特別養子縁組だけがパーマネンシーではないだろうと思う。家庭復帰しても再度保護になったり、親御さんとの関係が良好でも親御さんが病死してしまうこともあるし、特別養子縁組も同様だし、離縁がないわけではない。絶対に永続するパーマネンシーはないということを考えると、施設や里親は違うのかというと、単純に制度的にどうなのかという差ではないか。そういう意味では、パーマネンシーの定義をちょっと広くとらえて、家庭復帰や特別養子縁組に限定しないというのは実態にも合っていていいのかと思う。
- ・パーマネンシーと言われて、誰か個人に負担がかかってしまう形よりは、みんなであるところはとてもあたたかいなと感じることができた。

## 2 自立

### (1) 各ワーキンググループに示した案

心理的・身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、適宜、他の人に頼りながら社会の中で自分らしく生きていける状態

### (2) 各ワーキンググループでの意見

#### ア 権利擁護ワーキンググループ

- ・「適宜他の人に頼りながら」とあるが、頼るためにはその前に、人と繋がることであり、頼るかどうかはその人の判断になる。むしろ人との繋がりを持ち続け或いは保ち続けるという言葉の方がしっくりくる。
- ・子どもが自らの人生の主体として、とか、自分の人生の主人公として自分らしく生きていける状態といった、「主体」とか「主人公」のような表現が入ると、一人ひと

りの子どもが権利の主体として、生きていけることを目指していくという共通理解が得られるのではないか。

- ・自立に当たって、お金の話も大きいので、経済的な安心、安全、安定について言及があった方が良いのではないか。
- ・必要な時にいつでも安心して助けを求められる対象がいること、そのような対象とのアクセスが確保されていることのニュアンスが含まれ、かつ、あくまで当事者の立ち位置からの言及になるとありがたい。

#### イ 施設里親ワーキンググループ

- ・「頼りながら」という言葉に引っかかる。一方的な気がするというか、頼る人・頼られる人という感じに思えてしまって、「他者の力を借りながら」とかの方がもう少し柔らかいという感じがする。
- ・頼るというと何か一方的に頼る感じがしたので、社会は支え合いだから、支え合いながらとかの方が良いかと思う。あと、受援力、援助を求める力というものもあるから、お互いに支え合えるとか、力を借りながらの方が自然な気がする。
- ・社会に出た後に、自分から頼るよりも、周りの大人たちであったり、先輩方であったりから声をかけていただいてからやっと頼ることができたというところがあった。そう考えると「頼りながら」より「助け合いながら」の方がいいのではないかと思った。
- ・よく「つながり」という言葉も使うと思う。他者の力を借りるというのもよいが、借りないで自立している子、自分で頑張っている子もいると思うと難しい。自分らしくというのは良いと思う。自らの意思と選択によってとか、そういう言葉もすごく大事だと思う。

#### ウ 自立支援ワーキンググループ

- ・「自分らしく」というところは、まだ自分がよく分からないとか、自分がないという人もけっこういるので、当事者の人たちには引っかかるのではないかとも思う。
- ・自分で生きていくためには他者を頼りながら生きていかないといけないというところにもつながっていくので、この案はすごく良いと思ったが、自分らしく生きていける状態とは何かと考えると、自分っぽい生き方って何だろうと悩んでいる子たちもたくさんいるし、それを見つけていなくても、ただがむしゃらに何とか自分で生きていく子もいて、そういう子は自立できてないのかというわけでもないとも思う。
- ・「頼りながら」のところは、つながりながらみたいな、つながっていれば頼れるし、何かもう少しゆるい感じでできたらよい。

- 他の人に頼るっていうのはすごい大事なことであるけれど、一方的に頼る感じや、常に頼りながらとも読まれるところに若干違和感がある。結局は誰かに支援されている状態が続いているとも読めるのは、気になった。持ちつ持たれつやっていくというのがいい形かと思う。
- 里親としては、里子たちがこれを見たときに頼るというのが全面的に甘えるようなイメージにとらえてしまうかもしれないと思う。それより他の人と、協力とか共存とか、そういう意味の「ともに」、その中で自分らしく生きる考えた方が分かりやすいかと思う。
- 自助共助まで述べているけれども、自立の上では公助もとても大事なので、パーマネンシーと似ているが、人・社会とのつながりの中で、みたいな感じで、まさに「ともに生きる」といったことも必要ではないか。
- 「社会的」を先に持ってきて、「心理的、身体的、社会的に安全で安心な居場所が確保できていて」、ともに生きていけるみたいにしてもよいのでは。
- 日々の自立支援では、社会の一員になる、社会の一員として暮らしていける、社会に溶け込めるように、ということは意識している。自分らしくというのはすごく難しいけれども、やはり自分で選択するっていう視点も必要かと思う。社会の一員になるということと自己決定の両方が、自立には必要なことではないか。
- おそらく、かつては他人の援助を受けずに自立するとか、誰にも頼らないで生きていくのが自立、という時代を経て、今はそうではないと強調したいという意図が、すごく入っているのだと思う。逆に自分の力でというところが大分抜け落ちている感覚を皆さんお持ちになったのかと思う。そういう意味では、社会の中で安定的に生活を営めるとか、自らの意思と選択によって、というようなことも必要だというバランスをもう一度考えると良い言葉になるのではないか。
- 「生きていける状態」というところは、生きづらさを抱えている人たちにとってはもしかしたら強いワードのかなかもしれないと思う。